

大規模災害時における支援協力に関する協定

鶴 岡 市

山形県建設業協会鶴岡支部

災害時における支援協力に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と、山形県建設業協会鶴岡支部（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が鶴岡市内に発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が行う災害対策活動に乙が支援協力をすることにより、鶴岡市内における被害の拡大防止することを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 乙が行なう支援協力は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人命救助及び被害の拡大防止に必要な建設機械等の提供
- (2) 建設機械等の操作及び災害応急活動に必要な技術員の派遣
- (3) 前2号に定めるものほか、現有の人員及び施設で対応できる支援協力で、甲から特に要請のあった事項

（支援協力の要請）

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話等により乙に支援協力を要請する。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 支援協力の内容
- (3) 支援協力の場所及び経路
- (4) 前3号に掲げるもののほか、支援協力に必要な事項

（支援の実施）

第4条 乙は、甲からの支援協力の要請を受けた場合は、特別の事情がない限り、甲の指導を受け、支援活動を実施するものとする。ただし、甲の指導を受けられないときは、乙自ら前条の支援要請に従って実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、支援活動を実施した場合は、次に掲げる事項について書面をもって、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出することができる。

- (1) 支援活動を実施した会員名、支援場所及び支援活動内容
- (2) 支援活動を実施した会員別人数及び実施時間
- (3) 支援活動に使用した建設機械、車両等の数量及び使用時間
- (4) その他支援活動の報告に必要な事項

（経費の負担）

第6条 支援活動に要する経費は、甲が負担するものとする。

（情報の交換等）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整及び訓練に努めるものとする。

2 乙は、甲の災害時への対応を支援するため、平常時から災害時の連絡体制等を把握し、甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、支援協力を円滑に行うため、あらかじめそれぞれ連絡責任者を指名しておくものとする。この場合において、乙の連絡責任者は担当区域毎に置くものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

（支援活動応援要請）

第10条 乙は、市内の担当区域以外で発生した災害に関して、当該区域の支援協力団体に人員、機器資材の不足等により対応に支障が生じた場合については、甲又は当該区域の支援団体の要請に応じて支援協力するものとする。

（疑義）

第11条 この協定に定めない事項が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

附則 この協定は平成22年4月1日から適用する。

1 平成9年9月26日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は平成27年4月23日から適用する。

2 平成22年4月1日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各1通を保有する。

平成27年4月23日

甲 鶴岡市

鶴岡市長

稟承政規

乙 山形県建設業協会鶴岡支部

鶴岡支部長

佐藤坂手